

【お知らせ】～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて～ 受給者証等の有効期限経過後に受付される更新申請の取扱い

※ 特定医療費支給認定（更新）申請書を**既に提出された方**は、不要の情報となります。
東京都からの受給者証等又は審査結果のお知らせの発送をお待ちください。

特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券（以下、「受給者証等」という。）は、通常、受給者証等の有効期限経過後に更新申請が受付され認定となった場合は、受給者証等の有効期間開始は更新申請受付日からとなります（有効期間満了の翌日から更新申請受付の前日までの期間については、助成を受けられません）。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言中、又はまん延防止等重点措置中、さらにはその解除以降においても受給者様が医療機関を受診できず、臨床調査個人票を円滑に取得できないことが想定されます。そのため、東京都では、受給者証等の有効期限が経過した後に特定医療費支給認定（更新）申請を受付した場合の取扱いを下記のとおりといたします。

なお、このお知らせにおいて「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」とは、対象地域に東京都を含むものを言います。

1 対象となる方

受給者証等の有効期限が令和3年3月31日から令和3年12月31日までの方で、特定医療費支給認定（更新）申請書を未提出の方。

2 取扱い内容

(1) 受給者証等の有効期限が令和3年7月31日から令和3年12月31日までの方

令和4年1月31日までに更新申請手続きを行い、認定となった際は、助成期間に空白を設けない受給者証等を交付します。

(2) 受給者証等の有効期限が令和3年3月31日から令和3年6月30日までの方

更新月ごとに最大6か月を手續延長の限度としています（詳細は次頁5を参照）。そのため、令和3年3月31日までの方は令和3年9月30日、令和3年4月30日までの方は令和3年10月31日、令和3年5月31日までの方は令和3年11月30日、令和3年6月30日までの方は令和3年12月31日までに更新申請手続きを行い、認定となった際は、助成期間に空白を設けない受給者証等を交付します。

なお、このお知らせは9月13日時点で作成しているため、緊急事態宣言の終了を9月30日とした取扱い内容です。

しかし、今後、緊急事態宣言が再延長、又はまん延防止等重点措置に切り替わり再延長（以下、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を「緊急事態宣言等」という。）されることも想定されます。その場合は、「5 緊急事態宣言等が再延長された場合の取扱い」をご参照ください。

3 注意点（受給者証等の有効期限経過後に支払う医療費について）

認定の場合、通常、更新申請手続きした日から受給者証等がお手元に届くまで、約3か月かかります。延長された申請期限までに申請手続きいただいた場合も、現在お持ちの受給者証等の有効期限が切れてから、更新後の受給者証等がお手元に届くまでの間にかかった医療費は、いったん立て替えてお支払いいただき、後日還付請求していただくこととなります。還付請求手続に必要な書類を医療機関等で証明いただく際にかかる費用は助成対象とはなりません（すべて自己負担となります）。

4 還付請求方法（受給者証等の有効期限経過後に支払う医療費について）

立て替えた医療費については、受給者証等をお受け取りになった後、東京都へ還付請求の申請を行うことにより支給されます。還付請求手続の詳細は、東京都のホームページをご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

（還付請求に関する問合せ先）

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 電話番号：03-5320-4454

（URL）<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/josei/tukaikata.html>

（東京都福祉保健局ホームページ > 医療・保健 > 医療助成 > 【受給者の方向け】難病・小児慢性特定疾病医療受給者証、マル都医療券の使い方について）

東京都 難病 支給申請 使い方	検索
-----------------	----

5 緊急事態宣言等が再延長された場合の取扱い

東京都を対象地域とした緊急事態宣言等が再延長された場合は、認定となった際の助成期間に空白を設けない申請期限を、緊急事態宣言等の通算期間（※）により、1か月を単位に延長します。

さらに緊急事態宣言等が延長された場合も、同様の考え方で申請期限を延長します。

ただし、更新月ごとに**最大6か月を延長の限度**とします。例えば、有効期限が3月31日の方の申請期限は9月30日、有効期限が4月30日の方の申請期限は10月31日となりますので、ご了承ください。

また、本取扱いは、緊急事態宣言等の発令を受けた特例的な取扱いです。緊急事態宣言等が終了すれば、本取扱いも終了となります。

■ 助成期間に空白を設けない申請期限

受給者証等の有効期限	現時点 (緊急事態宣言等の最終日が10月25日までの場合)	緊急事態宣言等が10月26日から通算して1日～30日間延長された場合(緊急事態宣言等の最終日が10月26日から11月24日までの場合)
3月31日	9月30日	9月30日
4月30日	10月31日	10月31日
5月31日	11月30日	11月30日
6月30日	12月31日	12月31日
7月31日	1月31日	1月31日
8月31日	1月31日	2月28日
9月30日	1月31日	2月28日
10月31日	1月31日	2月28日
11月30日	1月31日	2月28日
12月31日	1月31日	2月28日
1月31日	—	2月28日

〈参考〉上記の通算期間の整理(※)

緊急事態宣言等の発令期間

- ・ 令和3年1月8日～令和3年3月21日 ← 2か月と14日
- ・ 令和3年4月12日～令和3年5月11日 ← 1か月【通算期間3か月と14日】
- ・ 令和3年5月12日～令和3年5月31日 ← 20日【通算期間4か月と4日】
(令和3年5月27日で通算4か月)
- ・ 令和3年6月1日～令和3年8月22日 ← 2か月と23日【通算期間6か月と27日】
(令和3年8月25日で通算7か月)
- ・ 令和3年8月23日～令和3年9月30日 ← 1か月と9日【通算期間8か月と6日】
(令和3年9月24日で通算8か月)

6 最新の情報について

最新の情報については、下記までお問合せいただくか、東京都のホームページでご確認ください。(「東京都難病ポータルサイト」の「難病医療費助成」)

東京都 難病

検索

(URL) <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/seido/index.html>

(東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 難病患者・被爆者の支援 > 難病ポータルサイト > 難病医療費助成制度)

～補足～

本取扱いは、あくまでも東京都の難病等医療費助成制度に係るものです。他制度(難病福祉手当等)の実施内容についてのご質問は、各制度の実施者(区市町村等)にご確認ください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当 電話番号：03-5320-4004